

事業所ごみの減量とルールの確認

ルールを守って

事業所ごみは法律により、自己処理が原則となっています。

自己処理ができない一般廃棄物は、市が許可した地区担当の収集業者に依頼するか、処理施設に直接持ち込んでください。

※産業廃棄物は、専門の処理業者に依頼してください。

ごみを削減するために

資源物としてリサイクルすること、ごみを減らせます。

ごみ減量指導員が市内事業所を訪問し、資源としてリサイクルできるものや処理方法について説明します。分からないことがあれば、気軽に質問してください。

古紙のリサイクル方法

古紙回収業者に引き取りを依頼してください。ごみ減量指導員が訪問の際に、無料回収業者を紹介しています。

回収には、事前の登録が必要です。循環型社会推進課に問い合わせてください。

※シュレッダーにかけた紙も回収し

分別方法

雑がみ・新聞紙・雑誌・ダンボール・OA用紙・シュレッダーにかけた紙などに分けて出してください。濡れている紙は出せません。

事業所ごみを家庭用ごみ袋に入れて出すことはできません

個人事業者で、自宅と事務所や店舗が併設されている場合、自宅から出たごみと事務所や店舗から出たごみを併せて、家庭ごみとして出されていることがあります。

事業所ごみは、家庭ごみと分け、処理施設に直接持ち込むか、収集業者に収集を依頼し、事業所用ごみ袋で出してください。

収集業者

(有)大野城美掃

☎(503)6166

(有)クリーンみかさ

☎(575)2789

(株)大野環境

☎(586)3020

問い合わせ先

循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当

☎(580)1886

ごみの野外焼却は禁止されています

野外でごみを燃やすことで、苦情が多数寄せられています。

ごみの野外焼却は、一部を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止され、刑事罰の対象となることもあります。



例外として認められている場合

※生活環境への配慮をお願いします。

◆農業などを営むためにやむを得ない焼却（焼き畑など）

◆たき火その他日常生活を営む上で軽微なもの（◆落ち葉焚き◆キャンプファイヤー など）

◆風俗習慣などでの焼却（◆正月のしめ縄◆門松 など）

◆国などが行う河川敷などでの草焼き

◆災害などでの焼却

簡易焼却炉やドラム缶などは、焼却設備の構造などの基準を満たしておらず、有害物質が発生する恐れがあるため、野外焼却はできません。

生活環境を守るため、ごみは自分で焼却せず、適正に処分しましょう。

問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(580)1887

緩衝材付きのダンボールは古紙回収倉庫に入れないで

大型家電などが入っている発泡スチロールなどの緩衝材付きのダンボールは、リサイクルできません。公民館などにある古紙回収倉庫には入れないでください。古紙回収倉庫に入れる場合は、緩衝材とダンボールを分別し、ダンボールのみを入れてください。分別できない場合はもえるごみとして捨ててください。

問い合わせ先

循環型社会推進課生活環境・最終処分場担当

☎(580)1889